

京都市告示第 5 7 3 号

京都市建築基準法施行細則第 1 9 条の 6 の規定により市長が別に定めるものは、平成 1 2 年 5 月 3 1 日建設省告示第 1 4 3 6 号第 4 号ニに掲げるものとします。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

附 則

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)